

平成22年11月25日

編集・発行 農林水産省生産局技術普及課

◆園芸用施設における降雪・積雪対策について 【生産局生産流通振興課】

気象庁の3ヶ月予報（11～1月）では、今年度の積雪量は概ね平年並又は平年以下となっておりますが、今後の気候等の変化によっては、平年の積雪量を大きく上回ることも考えられます。

また、本年1月には、著しい積雪によりパイプハウス等の園芸用施設が倒壊し、農産物への被害が発生しただけでなく、除雪や施設修復等の作業を行う生産者が死傷するという事故が発生したところです。

このため、農林水産省は、今後、こうした痛ましい事故が発生しないよう、本格的な降雪が開始する前に、地方農政局等を通じて、各都道府県に対し園芸用施設の点検等を実施し万全の対策をとるよう、通知を发出了しました。

普及指導員の皆様におかれましても、下記の園芸用施設における降雪・積雪対策についてを参考として、適切な指導を進めるようよろしくお願い致します。

※園芸用施設における降雪・積雪対策について

園芸用施設（特にパイプハウス及び耐用年数の過ぎた鉄骨ハウス等）においては、降雪・積雪の対策として以下の点を踏まえ、作業の安全確保と施設及び施設内作物の保護に万全を期されたい。また、人身保全に係わる部分については、特に留意すること。

1 事前準備

- (1) 各対策ともに、積雪状況によっては万全ではないので降雪後の対策等を迅速にできるよう準備を進めておく。
- (2) 降雪が予想される場合は、屋根被覆資材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物がないかを事前に点検する。特に、防風ネットや外部遮光等は忘れずに撤去する。また、燃油残量を確認するとともに、暖房機や電源、配線等についても、正常に機能するか事前に確認を行う。
- (3) 暖房機または二酸化炭素施用機が設置されている場合は、内部被覆（二重カーテン）を開放した上で可能な範囲で室温を高めることで、屋

根雪の滑落を図る。

- (4) 暖房機が設置されていない場合は、施設の気密性を高め内部被覆（二重カーテン）を開放し、地熱の放射により室温を上昇させることで屋根雪の滑落を図る。
- (5) 著しい積雪が予想される場合は、応急補強用の支柱や筋かい等を取りつける。支柱を使用する場合は、主骨組材の棟部、及び棟部を中心に対称となる位置に取り付けると効果的である。なお、補強材については予め利用しやすい場所に整備・保管しておくよう心がける。
- (6) 降雪状況や積雪対策の進捗状況等を考慮し、場合によっては被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。
- (7) 散水による除雪・融雪については、雪の積雪を防ぐ目的で積雪前から行う場合は有効であるが、積雪後に行うと水を含んだ雪の重量が予想外に増大し、施設の倒壊を引き起こす可能性があるため実施しないようにする。
- (8) 積雪量が多い場合は、除雪・融雪により大量の融雪水が発生するので、事前に排水路の整備・清掃などの対策を講じておく。

2 降雪時・降雪後の処置

- (1) 基本的には降雪が収まり、施設の安全が確認された時点で確認・除雪作業等を行う。また、除雪は周到な計画をたて、新雪のうちに行うよう心がける。
- (2) 降雪初期において屋根への積雪がほとんど見られない場合は、安全を確認した上で除雪作業や加温機等の起動を行う。ただし、屋根への積雪が確認できる場合は、施設倒壊の可能性があるので、内部への進入は控える。
- (3) 日照や風の影響等で屋根の片側に積雪が偏ると、主骨組に予想外の大きな力が加わり、施設倒壊の危険を生ずることもあるので、十分に注意する。
- (4) 降雪後、施設倒壊の恐れがなくなったことを確認の上、施設各部の損傷や緩み等を総点検する。
- (5) 軒下の堆積雪は、屋根雪の滑落を妨げ、施設の側壁に側圧を加えることとなるので、軒下の堆積雪もなるべく速やかに除雪する。また、積雪沈降力が発生しないよう、温室の全部や被覆材を撤去した後の骨組が完全に雪に埋没しないようにする。
- (6) 施設の損傷や被覆資材の切断等を早急に修復し、室温の確保に努め、低温による栽培作物の生育障害・枯死等の被害を防止する。

※お問い合わせ先

農林水産省 生産局 生産流通振興課 (03-6744-2113)
